

3. 地域ルールの事例

(1) 地域景観づくり協定の事例

大阪市では、現在、2件の地域景観づくり協定を認定しています。

① 御堂筋本町北地区 広告・サインに係る地域ルール

(目的)

本協定は、「大阪市景観計画」及び「御堂筋デザインガイドライン 御堂筋本町北地区」の趣旨を踏まえ、大阪市都市景観条例第39条に基づく「地域景観づくり協定」として、広告・サインのデザインや掲出方法の作法を定めるとともに、地域が主体的に運用する仕組みを規定することにより、御堂筋沿道の魅力向上と良好なまちなみ形成を図ることを目的としています。

(認定日)

令和2年3月19日

(協定の対象となる区域)

大阪市中央区の土佐堀通から中央大通までの御堂筋に面する土地の区域

(協定を締結した者の代表者)

一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会

(協定を締結した者の代表者への意見聴取等)

- ・本協定の区域内で、広告・サインを設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合、本協定書第13条第1項に記載の協議を、あらかじめ協定を締結した者の代表者に行ってください。
(協議に必要な書類等については、協定を締結した者の代表者にお問い合わせください。)
- ・上記の意見聴取をしたときは、地域景観づくり協定取扱要綱第13条に規定する「認定地域景観づくり協定意見聴取報告書(第9号様式)」と添付図書(協定を締結した者の代表者の意見を記載した書類)を、「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱」等で規定する協議の申出をしようとする際の「デザイン協議申出書」の提出に合わせて計画調整局都市計画課(都市景観)に1部提出してください。

※詳細については、大阪市 HP「御堂筋本町北地区 広告・サインに係る地域ルール」をご参照ください。

② 道修町通地域景観づくり協定

(目的)

本協定は、大阪市都市景観条例第 39 条第 1 項の規定に基づく地域の景観づくりに関する協定として、「通りのデザイン・コンセプト」及び「建築物等の位置、形態、意匠その他の良好な都市景観の形成に必要な事項」等を定めることにより、くすりのまちの歴史と発展の舞台となってきた「道修町通」を「ひとに優しい賑わいのみち」としてさらに発展させ、ひいては、道修町全体のさらなるブランドと価値向上を図ることを目的としています。

(認定日)

令和 4 年 6 月 1 日

(協定の対象となる区域)

大阪市中央区道修町 大阪市道道修町線（道修町 2 丁目・3 丁目）沿道区域

(協定を締結した者の代表者)

道修町まちづくり協議会 道修町地域景観づくり協定委員会

(協定を締結した者の代表者への意見聴取等)

- ・本協定の区域内において、条例第 43 条第 1 項に該当する届出等をしようとする場合は、協定を締結した者の代表者の意見を聴き、地域景観づくり協定取扱要綱第 13 条に規定する「認定地域景観づくり協定意見聴取報告書（第 9 号様式）」と添付図書（協定を締結した者の代表者の意見を聴取した書類）を計画調整局都市計画課（都市景観）に 1 部提出してください。
- ・当該意見の聴取は、本協定第 9 条に基づき、あらかじめ協定委員会に申し出て行ってください。（協議に必要な書類等については、協定を締結した者の代表者にお問い合わせください。）
- ・本協定第 9 条第 3 項に該当する行為（上記意見聴取の対象外となる等の行為）を行う場合は、本協定第 9 条に基づき、協定委員会に届出を行ってください。（届出に必要な書類等については、協定を締結した者の代表者にお問い合わせください。）

※ 詳細については、大阪市 HP「道修町通地域景観づくり協定」をご参照ください。

(2) 景観協定の事例

大阪市では、現在、1件の景観協定を認可しています。

① 心齋橋筋景観協定

(目的)

本協定は、心齋橋筋の歴史・伝統を継承しつつ、ミナミの基幹軸である心齋橋筋らしい魅力「“心ぶら”するまち・したいまち」に資するまちづくりの実現を目指し、建築物、工作物、屋外広告物等について景観法に基づき必要な基準等を規定するとともに、社会情勢や周辺環境の変動にも対応できる適切かつ円滑な運営について規定することにより、賑わいと安らぎに満ちた心齋橋筋の良好な景観の形成に資することを目的としています。

(認可番号)

大阪市景観協定第1号

(認可公告日)

平成25年3月29日

(協定の区域)

大阪市中央区心齋橋筋1丁目及び2丁目のうち、心齋橋筋商店街のアーケードに面する建築物等が存する土地の区域、及び景観法第81条第3項に規定する景観協定区域隣接地

(運営委員会との協議)

- ・本協定区域内で建築物等の新築、増築等や用途、外観の変更を行う場合、若しくは屋外広告物を掲出、表示行う場合等には、あらかじめ「心齋橋筋景観協定運営委員会」と協議を行ってください。

※ 詳細については、大阪市 HP「景観協定一覧」をご参照ください。